

坂井悦子議員に対する議員辞職勧告決議（案）

我々飯能市議会議員は、議員として市民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、条例等を遵守し、良識をもって市民の模範となるよう行動しなければならない。しかし9月定例会第6日目において坂井議員に対して、猛省をうながす問責決議案が提出され、全会一致での可決が決まったところである。

この件で、坂井議員は議場において謝罪も行い、猛省されたものと我々は判断したところである。

しかしながら、最終日において、反対討論の内容を許可なく本会議発言を前にし、本人のブログ上での不特定多数に発信した行為、また反対討論等に対し、度重なる休憩を生じたこと、さらには、天皇皇后両陛下の名前を引用した憲法違反も疑われる行為は、市議会としても看過できないものであると考える。

以上の事等度重なる坂井議員の言動は議員としての見識、資質を疑うものである。同時に、議会運営において混乱を招いたのは一目瞭然である。

坂井議員本人に対し、今議会にて猛省を促したにもかかわらず、一向に反省の色がないものと考え、坂井悦子議員に対する議員辞職勧告決議とするものである。

以上、決議する。

平成29年9月26日

飯 能 市 議 会

提案理由

本市議会の意思を表明するため提案するものである。